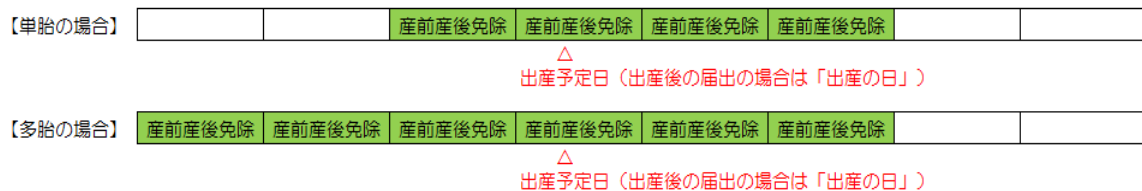


No. 産前産後期間の保険料の免除

✓ 産前産後期間の免除制度とは

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

※ 産前産後期間とは、**出産の予定日（又は出産の日）の属する月（以下「出産予定月等」という。）の前月（多胎妊娠（双子等）の場合は3月前）から出産予定月等の翌々月までの期間**を指します。



✓ 対象となる方

妊娠85日（4か月）以上の分娩（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む）をした者のうち、産前産後期間に第1号被保険者期間を有する者が対象です。

✓ 年金を受け取るときはどう違うの？

		保険料納付	産前産後免除期間	免除期間
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	○
老齢基礎年金	もらえる？ （受給資格期間）	○	○	○
	増える？ （年金額）	○	○	△（*）

（*） 国庫負担分のみが年金額に反映されます。

No. 産前産後免除制度

手続き

- 「国民年金被保険者関係届書（申出書）」を市区町村窓口に提出します。
- 産前産後免除は、出産予定日の6ヶ月前から届出することができます。

※【具体例】

平成31年10月15日が出産予定日であれば、平成31年4月15日以降に届出を行うことができます。

- 届出の際は以下の添付が必要です。（国民年金法施行規則第73条の7第2項第3号）

- ・ 出産前に届出をする場合

母子健康手帳、医療機関が発行した証明書その他の出産予定日を明らかにすることができる書類

- ・ 出産後に届出をする場合

戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳、住民票、医療機関が発行した証明書その他出産の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

※住基システム等により市区町村で確認できる場合は添付書類は不要です。

- ・ 死産等の場合

死産証明書、死胎埋火葬許可証、母子健康手帳、医療機関が発行した証明書その他死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

- 出産予定日の属する月と実際の出産日の属する月が乖離した場合であっても、原則として変更は行いません。
- ただし、出産の予定日で届出を行い、出産の予定日を基準とした産前産後期間よりも出産の日を基準とした産前産後期間の方が長い場合や、単胎として届出を行ったが、その後、多胎であることが判明した場合は産前産後期間の変更の届出をすることができます。
- 産前産後免除期間は、付加保険料の申出が可能です。